

令和8年4月1日

令和8年度 府中市立府中第二中学校 学校経営方針

府中市立府中第二中学校  
校長 成清 敏治

【教育基本法第1条】

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

【東京都教育ビジョン（第5次）】

○東京の目指す教育

☆誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望をもって自ら学び、育つ教育

○「未来の東京」に生きる子供の姿

☆自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる

☆他者への共感や思いやりをもつとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する

【第3次府中市学校教育プラン】

○目指す人間像

≪人権感覚と規範意識≫ 他者も自分も大切にす、思いやりと規範意識のある人

≪社会的な資質・能力≫ 社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献しようとする人

≪確かな学力≫ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人

【府中第二中学校の教育目標】

自分らしく（知） 自分らしく知を求め抜く生徒

しなやかに（徳） 時代の変化に対し柔軟かつしなやかに生き抜く生徒

たくましく（体） 時代の変化を受け止め、心身ともにたくましく生きる生徒

【府中第二中学校スローガン】

笑顔満開の学校 生徒一人一人が充実した学校生活を送り、思いやりをもち、平和を求め抜く、笑顔が絶えない学校

1 学校経営方針

公立学校義務教育の果たす役割・使命を踏まえ、こども基本法の理念、府中市教育委員会第3次府中市学校教育プランの方針に基づき、本校の教育目標の実現に向けて、保護者や地域の信託に応える教育活動の推進を図る。そのために「徹底した対話に基づく共感」と「納得し理解できる指導」を基盤として、以下に「めざす学校像・生徒像・教職員像」を示し、具体策の方針を掲げる。

≪めざす学校像・生徒像・教職員像≫

○生徒・教職員がともに信頼関係に基づき、人間性を磨きあえる、楽しく魅力ある学校

- 学ぶ意欲をもち、心身を鍛え、自身の未来を切り拓き、困難を乗り越えしなやかに生きる生徒
- 謙虚で誠実であり、自身の能力をどこまでも高め続け、生徒の能力を引き出す教職員

## 2 教育目標を達成させるための具体策

### (1) 地域・保護者との連携、社会に開かれた学校の推進

- (ア) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と協働し、学校運営の課題を共有し、学校・家庭・地域の理想的連携を目指して諸活動に取り組む。
- (イ) スクール・コミュニティ協議会（地域学校協働本部）と連携し、地域行事への参加やボランティア活動（府ニボラ）など、地域と生徒が協働・参画して活動する機会を設け、地域人材や施設の有効活用を推進する。
- (ウ) PTA 活動等との連携を図るとともに、保護者との連携を緊密にし、教育活動への支援、教育相談体制の確立を図る。
- (エ) 保護者との円滑な協力体制を構築する。ただし、カスタマー・ハラスメントに抵触するような苦情や暴言等に対しては、関係機関等と連携し毅然とした対応をとる。
- (オ) 学校評価アンケート結果を活用して、地域や保護者、生徒の評価を生かした学校改善に取り組む。
- (カ) 学校行事や公開授業の案内、各種たよりの発行やホームページの広報活動等を充実し、地域や保護者へ教育活動の理解促進を働きかける。

### (2) 学習指導

- (ア) 資質・能力を育成するために特に重視する4つの視点（発見すること・対話すること・決定すること・表現すること）と本校の自走力育成（5つのPEDAL）・学習環境デザインを授業に取り入れ、課題を発見し、課題解決に主体的に向き合い、自らの考えを形成し、選択・決定とともに他者と協働しながら合意形成を図り、よりよい自己を実現する力（＝自走力）を育成する。
- (イ) 指導方法の工夫や改善、補習の実施、家庭学習の習慣化を通して、基礎的・基本的な内容を習得する。また、非認知能力の育成について、3年間を見通した系統的・計画的な指導を行い、プロセスを重視した評価を実施する。
- (ウ) 適正な評価規準の設定と観点別評価・評定の精度を高め、学期ごとに検討・検証し、授業改善・生徒の学力向上に資する学校評価を推進する。
- (エ) タブレット端末を活用した授業を推進し、生徒の可能性を伸ばす個別最適かつ協働的な学びを実現する。
- (オ) 学校司書の支援を得ながら、読書活動、新聞づくりや新聞を活用した教育活動の推進に努める。

### (3) 生徒指導

- (ア) 生徒の発達段階を見据え、3年間を見通した発達支援的な指導と全教職員が同一の姿勢で生徒指導・生徒支援に取り組む。

- (イ) 生徒理解に基づく先手（予防）の支援を行い、事故の未然防止を徹底し、日常生活の危険を回避させる力を身に付ける取組を行う。
- (ウ) セーフティ教室や性教育等の講演を通して、生徒の健全育成を図り、他者との関係性を構築する人権意識を高める。
- (エ) 安全教育対策委員会、アレルギー対策委員会を設置し、危機管理マニュアルを随時更新し、生徒への安全意識を高める取組を計画的に行う。
- (オ) 府中第二中学校いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見・対応を組織的に行う。
- (カ) 児童相談所、教育センター、子ども家庭支援センター、府中警察署等と連携し、生徒の健全育成を推進する。

#### (4) カリキュラム・マネジメント

##### (ア) キャリア教育（進路指導）

- ① 中学校3年間さらに人生100年時代を見通したキャリア教育を計画・推進し、自己実現を図る取組を実施する
- ② キャリア教育の学年ごとのテーマとして、第1学年「自分を知り、他者に目を向ける」、第2学年「他者を知り、社会に目を向ける」、第3学年「社会を知り、自身の進路を切り拓く」と設定し、個々に応じた進路学習を充実させ、主体性が発揮でき、進路を切り拓く力の育成を図る。

##### (イ) 特別の教科 道徳

- ① すべての教育活動を通して、人権意識が高まる教材の工夫等を行い。道徳的実践力の育成を図る。
- ② 多面的・多角的に評価できるよう情報の蓄積を図り、自尊感情・自己肯定感を高める評価を行い、人間形成力の育成を図る。

##### (ウ) 総合的な学習の時間

- ① 自分で課題を見つけ、よりよく課題を解決し、様々な体験活動や自己実現の活動を通して、自己の生き方を考え、未来を切り拓くための資質・能力を育成する。
- ② 人間力形成に資する5つの柱（①健康 ②地域・防災 ③人権・福祉 ④国際理解 ⑤未来・平和）」を立て、系統的・計画的な指導を行い、全人的な育成を図ることを総合的な学習の時間の目的とする。

##### (エ) 学年経営・学級経営、特別活動等

- ① 円滑な学級活動のために、必要な役割である当番活動、係活動等を通して、生徒の自主性を支援・育成する。
- ② 学校行事における練習・実践を通して、体験的な活動の充実、コミュニケーション能力、集団としての団結力の育成を図る。
- ③ 部活動を充実させ、学校生活への意欲が高まるよう意図的・計画的に生徒の自主的な活動を保証しつつ健全育成を図る。
- ④ SDGsの視点「府中第二中学校SDGs」で日常生活を見直し、身の回りで他者と協働しながら地道に実践することで、世界的諸課題を解決する意識を高めていく。

(5) 特別支援教育の充実・推進

- (ア) 特別支援学級において、学年・学級経営を円滑に進め、生徒の特性に応じた指導を的確に行う。また、通常学級との共同学習や都立けやきの森学園との交流を定期的実施する。
- (イ) 特別支援教育校内委員会を定期的に関き、支援を要する生徒や特別支援教室に通室する生徒の情報を中心に共有する。スクールカウンセラーや SSW、巡回教員や関係機関、地域コーディネーター等と連携し、生徒の支援を重層的に行う。
- (ウ) ユニバーサルデザインによる教室環境整備を全校で行い、生徒が学びやすい環境の保持に努める。また、共生社会を目指すインクルージョン教育の構築を目指す。

(6) 不登校対策の充実

- (ア) 不登校対策コーディネーター、不登校巡回教員を中心に不登校対策委員会を開き、情報共有や今後の対策について検討する。また、関係機関や専門家と連携して、生徒や保護者を支援するとともに、個々の状態を把握し、計画的に支援を行う。
- (イ) サポートルームの活用、けやき教室又は学びの多様化学校(かがやき)の利用、フリースクールとの連携やバーチャルラーニングプラットフォームを推進し、不登校生徒の居場所づくり、学校・学級復帰に向けての支援を行う。

(7) 学校施設の整備

- (ア) 生徒の安心・安全確保の観点から、府中市教育委員会と連携し、施設・設備の改善と充実を図る。
- (イ) エコ活動を促進するため、電気や水道の節約・点検、リサイクル活動等の環境保護への意識を醸成する。

(8) 学校教育の質的充実に向けて

- (ア) 小中一貫教育の推進を図り、学習活動や学力把握の連携、生活指導の連携をとる。
- (イ) 教育公務員の責務として、職務に専念し、法規を遵守し、服務事故ゼロを達成する。
- (ウ) ワークライフバランスを推進し、校務の見直し・削減を検討・協議し、働き方改革を強力に進める。
- (エ) 教職員自身が生徒の模範となる行動を意識し、すべての場面において「言行一致」を目指す。
- (オ) 学校が平和な場所(いじめがなく、多様な価値観を認め合い、互いを尊重できる)であり、個々の能力が最大に発揮できる環境を生徒に提供することが大人(教職員、保護者、地域等を取り巻くすべての大人)の役割だと認識し、教育活動の質の向上に努めていく。